

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
当該の翌日)

目 次

◇企業管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県管皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程

◇企業訓令

鳥取県佐治発電所建設事務所処務規程
鳥取県企業局公印規程の一部を改正する訓令

企業管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局組織規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

鳥取県企業局西部事務所

米子市

を

鳥取県企業局西部事務所
米子市
八頭郡佐治村
に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和五十六年四月一日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第二号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の二号を加える。

十一 夜間設備等管理業務従事職員の特殊勤務手当

十二 発電所建設業務従事職員の特殊勤務手当

第十三条の四を第十三条の六とし、第十三条の三の次に次の二条を加える。

(夜間設備等管理業務従事職員の特殊勤務手当)

第十三条の四 夜間設備等管理業務従事職員の特殊勤務手当は、発電集中

制御所、発電所又は企業局西部事務所勤務する職員が正規の勤務時間

による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間を

いう。)において行われる施設設備の監視又は操作の業務に従事したと

きに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務一回につき四百五十円とする。ただし、

深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、二百八十円

とする。

(発電所建設業務従事職員の特殊勤務手当)

第十三条の五 発電所建設業務従事職員の特殊勤務手当は、発電所建設事

務所に勤務する職員が発電所の建設業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員の受ける給料月額に百分の十二を乗じて得た

額とする。

3 第一項の手当の支給については、第七条第三項の規定を準用する。こ

の場合において、同項中「発電業務従事職員」とあるのは、「発電所建

設業務従事職員」と読み替えるものとする。

別表第二の表の事業所の項中

西部事務所長(人事委員会が承認したものに限る。)
西部事務所長(人事委員会が承認したものに限る。)
発電集中制御所長(人事委員会が承認したものに限る。)

を

企業局西部事務所長(人事委員会が承認したものに限る。)

発電集中制御所長(人事委員会が承認したものに限る。)

企業局西部事務所長(人事委員会が承認したものに限る。)

発電所建設事務所長(人事委員会が承認したものに限る。)

に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和五十六年四月一日から施行する。

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第三号

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程(昭和五十五年十月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第六条第二項中「様式第二号」を「様式第三号」に改め、同条第三項中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(プール利用料金の減免)

第六条 鳥取県営企業の設置等に関する条例第八条の規定による料金の減免は、施設利用料金のうちプール利用料金について行うものとし、当該減免を行うことができる場合は、鳥取県水泳連盟その他の体育団体の推せんを受けた者がその技術の向上を図るために利用する場合で知事が特に必要があると認めるときとする。

2 プール利用料金の減免を受けようとする者は、様式第二号による減免申請書を知事に提出しなければならない。

様式第三号中「(第9号)」を「(第7号)」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第二号中「(第9号)」を「(第7号)」に改め、同様式を様式第三号とし、様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第2号(第6条関係)

鳥取県営皆生温泉公園プール利用料金減免申請書

職 氏 名 殿

次のとおり鳥取県営皆生温泉公園のプール利用料金の減免を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申請者 住 所

氏 名

電話番号

附 則

この企業管理規程は、昭和五十六年四月一日から施行する。

利用 期 日	年 月 日から 年 月 日まで	曜日 曜日	時 時 時 時	分 分 分 分	から まで
料 金 の 額	円				
減 免 申 請 の 額	円				
減 免 を 必 要 と す る 理 由					

企 業 訓 令

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県佐治発電所建設事務所処務規程を次のように定める。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県佐治発電所建設事務所処務規程

(目的)

第一条 この規程は、鳥取県佐治発電所建設事務所(以下「所」という。)の組織その他必要な事項について定めることを目的とする。

(内部組織及び分掌事務)

第二条 所に、内部組織として工務第一係及び工務第二係を置く。

2 内部組織の分掌事務は、企業局長(以下「局長」という。)の承認を得て所長が定める。

(職制)

第三条 所及び係に、それぞれその長を置く。

2 所長の職務を補佐し、所長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、所に次長を置くことができる。

(職員及び業務分担)

第四条 前条に規定するもののほか、所に必要な職員を置く。

2 職員の業務分担は、所長が定める。

3 所長は、職員の業務分担を定めたときは、局長に報告しなければならない。

(代決)

第五条 所長が出張その他の事由により不在のときは、次長がその業務を代決することができる。

2 所長及び次長がともに出張その他の事由により不在のときは、あらかじめ所長が指名した職員がその業務を代決することができる。

3 前二項の規定により代決した事項は、代決者の責任において、遅滞なく所長の後援を受けなければならない。

(所長専決事項)

第六条 次に掲げる事項は、所長の専決事項とする。

一 職員に対する県内出張その他の勤務命令に関すること。

二 職員(所長を除く。)の職務に専念する義務の免除の承認に関すること。

三 災害等に際して、上司の指揮を受けるいとまがないときの臨機の処置を講ずること。

四 その他予算措置を伴わない軽易な事項

(県外出張)

第七条 職員の県外出張については、その用務、出張先及び日程を明らかにして、所長にあつては局長の、所長以外の職員にあつては企業局総務課長の承認を受けなければならない。

(その他)

第八条 この規程に定めるもののほか、所の処務に関し必要な事項は、局

長の承認を得て、所長が定める。

附 則

この訓令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

鳥取県企業訓令第2号

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する企業訓令

鳥取県企業局公印規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

契	印	〇	横一四	各	務	課	長
契	印	〇	横一四	各	務	課	長
契	印	〇	横一四	各	務	課	長
契	印	〇	横一四	各	務	課	長
契	印	〇	横一四	各	務	課	長
契	印	〇	横一四	各	務	課	長
契	印	〇	横一四	各	務	課	長
契	印	〇	横一四	各	務	課	長
契	印	〇	横一四	各	務	課	長
契	印	〇	横一四	各	務	課	長

〇

鳥取県企業局企業出納員印

〇

鳥取県知事印
何 専 用

〇

契

を

〇

鳥取県佐治
発電所建設
事務所長印

〇

鳥取県企業局企業出納員印

〇

鳥取県知事印
何 専 用

〇

契

この訓令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則

に改める。